

学校感染症による出席停止について

杉の子特別支援学校

学校保健安全法における学校感染症にかかった場合は、出席停止となります。
 学校感染症と医師の診断を受けた場合は、速やかに学校へ連絡してください。
 なお、登校については医師の指示に従い、別紙「出席停止報告書」に保護者の方が記入して学校に提出してください。

分類	疾患	出席停止期間の基準
一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、鳥インフルエンザ（病原体がA型インフルエンザウイルスで、その血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで *症状が出現した日を0日とする
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹は発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬治療が終了するまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで ※「その他の感染症」は必要があるときに限り、出席停止

